

技術職(土木・建築・電気)、社会福祉士、保健師を目指す人へ

職員採用試験ガイドンス

- 対象/市の仕事に興味・関心がある学生で、技術職(土木・建築・電気)、社会福祉士、保健師を目指す人
- とき/5月23日(月) 午前10時~正午(予定)
- ところ/市役所8階大会議室
- 内容/市の概要や採用試験情報、職員による業務内容説明・体験談・座談会など
- 募集人数/20人(先着順)
- 申込/5月1~18日に、市HP「電子申請サービス」から申込み
- 問合せ/人事課(☎47-8196)へ

空き家の適切な管理をお願いします

近年、適切な管理が行われていない空き家が増加しており、屋根・外壁の脱落や飛散、火災、防犯面などの問題が生じるおそれがあります。空き家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していく必要があります。詳しくは、住宅課(☎47-8184)へ。

ポイント① 空き家の定期的な見回りを!

空き家は、個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、その所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められており、当事者間での解決が基本となります。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

ポイント③ 空き家の将来を考える!

現在、適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。

将来のことを考え、なるべく早期に空き家の貸家としての活用や、中古住宅として売却するなど積極的な利活用をご検討ください。また、空き家を使用する予定がない場合は解体も検討しましょう。



審議会などの傍聴ができます

社会教育委員の会 担当: 社会教育スポーツ課 (☎47-8039)		
5/20(金)	10:00~12:00	さくら会館 研修室1
・令和4年度大垣市社会教育委員年間計画について ほか		
国民健康保険運営協議会 担当: 国保医療課 (☎47-8132)		
5/23(月)	13:30~14:30	市役所4階 情報会議室
・令和4年度大垣市国民健康保険料率(案)について ほか		
日本昭和音楽村運営協議会 担当: 日本昭和音楽村 (☎45-3344)		
5/26(木)	10:00~11:00	日本昭和音楽村 水嶺湖音楽スタジオ
・日本昭和音楽村の運営について		

中小企業者や個人事業主の皆さんへ 補助金を活用ください

【ビジネスチャレンジ支援事業補助金】

事業名	クラウドファンディング活用支援	知的財産権取得支援
対象業種	全業種(市内に本社を有する中小企業者・事業主)	全業種(市内に本社を有する中小企業者・事業主)
補助対象	クラウドファンディングの利用に必要な手数料	知的財産権の取得に必要な経費
補助金	補助対象経費の2分の1以内 1事業者上限10万円(1年度当たり1回まで)	補助対象経費の2分の1以内 1事業者上限10万円(1年度当たり1回まで)

【産業人材確保・育成支援事業補助金】

事業名	ITスキルアップ支援	ものづくり技能スキルアップ支援	人材確保支援
対象業種	全業種	製造業	製造業(市内に本社を有する中小企業者・事業主)
補助対象	(公財)ソフトピアジャパンが開催するIoT・IT研修の受講料	東海職業能力開発大学校、ポリテクセンター岐阜が開催する能力開発セミナーの受講料	新卒者を対象とした就職情報サイトへの企業情報掲載費用(昨年度から起算して3年度以内に就職情報サイトに掲載したことがない企業に限る)
補助金	補助対象経費の2分の1以内 1事業者上限8万円	補助対象経費の2分の1以内 1事業者上限5万円	補助対象経費の2分の1以内 1事業者上限20万円(1年度当たり1回まで)

補助対象経費(消費税および地方消費税を除いた額)から、国・県などの補助金を差し引いた額に補助率を乗じた額が補助金額になります

清流の国ぎふ大学生等奨学金 奨学生を募集

岐阜県は、将来、県内にUターンして活躍する意思のある人に奨学金を貸与します。大学などを卒業後、岐阜県内に居住し、県内企業などで就業した場合は、奨学金の返還が免除されます。詳しくは、県HPまたは、県地域振興課地域プロモーション係(☎058-272-8197)へ。



県HP

- ▶対象/県内の高等学校などを卒業した人で、県外に居住し、かつ県外の大学などに在学していること
- ▶貸与金額/月額3万円
- ▶貸与期間/大学などを卒業する月まで(正規の修業年数を上限)
- ▶募集人数/120人
- ▶申請期限/6月6日(月)(必着)
- ▶返還免除条件/卒業した月の翌月から12か月以内に県内に居住、就業し、引き続き5年間居住、就業していること

中小企業の設備投資を応援します! 先端設備の導入に係る固定資産税の特例措置を実施

市は、中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産などに係る固定資産税を軽減する特例措置を実施しています。設備投資を予定している中小企業や事業者などで、当制度の利用を希望される場合は、産業振興室(☎47-8609)または、課税課(☎47-8158)までお問い合わせください。

- ◎特例措置/対象となる設備・事業用家屋に係る固定資産税を3年間ゼロとする ※都市計画税は除く
- ◎対象事業者/中小企業者など(資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など)で、先端設備等導入計画を策定し、市の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市計画に合致)を受けた者 ※大企業の子会社を除く
- ◎対象設備/商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下表の設備 ※中古資産は除く

設備の種類	価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋	120万円以上(取得価額が300万円以上の先端設備などを稼働させるためのもの)	

◎適用/令和5年3月31日までに取得される設備

問合せ 産業振興室 (☎47-8609)